

決議 1766 (2007)

2007年7月23日、安全保障理事会第5720回会合で採択

安全保障理事会は、

ソマリアの事態に関連する従前の安保理諸決議および議長諸声明、とりわけソマリアへのあらゆる武器および軍用装備の提供の禁止（以下「武器禁輸」）を定めた1992年1月23日の決議733(1992)、2003年12月16日の決議1519(2003)、2004年8月17日の決議1558(2004)、2005年3月15日の決議1587(2005)、2005年10月14日の決議1630(2005)、2006年5月10日の決議1676(2006)、2006年11月29日の決議1724(2006)ならびに2007年2月20日の決議1744(2007)を再確認し、

決議1744(2007)において規定されたように、治安部門の機構の発展の目的にのみ限定され、同決議において設定された政治的プロセスに準拠した加盟国による兵站および技術的支援に、決議751(1992)によって設置された委員会の否定的な決定がなされない限り、ソマリアに対する武器禁輸は適用されないことを想起し、

ソマリアの主権、領土保全、政治的独立ならびに統一の尊重を再確認し、ソマリアにおける効果的な国民統治の確立のために、暫定連邦機構の必要性を強調し、

全てのソマリアの指導者に対して、政治的対話を継続するために確実な措置を講じる緊急の必要性を強調し、

アフリカ連合、政府間開発機構ならびにアラブ連盟によるソマリアにおける国民和解のための継続的支援への努力を賞賛し、暫定連邦機構、部族指導者、ビジネス指導者、市民社会および宗教指導者ならびにその他のソマリアの政治的指導者に対して、効果的な国民和解会議の開催のために努力すること、ならびにソマリアにおける政治的プロセス進展のために、安全を確保することに感謝し、

事務総長特別代表への強い支持を繰り返し表明し、

決議1724(2006)第3項(i)に従って提出された2007年7月17日付監視グループの報告書(S/2007/436)ならびにそれに含まれる所見および勧告に留意し、

ソマリアの平和と安全に深刻な脅威を与える武器禁輸に違反して、ソマリアへ向けるとおよび通しての武器および弾薬の供給を非難し、

全ての加盟国とりわけ当該地域諸国は、武器禁輸に違反するいかなる行為も自制し、違反者に対して責任をとらせるために必要な措置を講じることを繰り返し表明し、

違反に対する持続的かつ間断ない調査を通じたソマリアにおける武器禁輸の監視を強化する重要性を繰り返し表明しかつ強調し、武器禁輸の厳重な実施はソマリア全般の安全保障上の事態全般を改善することに留意し、

ソマリアの情勢は、当該地域における国際の平和と安全に対する脅威を引き続き構成すると判断し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動し、

1. 決議733(1992)によって課された措置の全面的な遵守に関する全ての加盟国の義務を強調する。

2. 2007年7月17日付監視グループの報告書(S/2007/436)に鑑みて、決議733(1992)によって課された措置の履行を改善するための具体的な行動とその措置の遵守を検討する意図を表明する。

3. 決議1558(2004)第3項に言及されている監視グループの任務を延長することを決定し、事務総長に対して可及的速やかに監視グループをさらに6カ月間再設置するために、決議1724(2006)に従って設置された監視グループメンバーの専門性を鑑み、決議751(1992)によって設置された委員会（以下「委員会」と称す）と協議の上、新たなメンバーを任命

することを含む必要な行政的措置を講じることを要請する。職務権限は以下に記す。

(a) 決議 1587 (2005) 第 3 項(a)から(c)に説明された任務を継続すること。

(b) 関連する国際機関と調整し、金融、海事、その他の分野を含み、武器禁輸違反により利益を生むあらゆる活動の調査を継続すること。

(c) 武器禁輸違反に関連して利用される輸送、経路、港湾、空港ならびにその他の施設のあらゆる手段の調査を継続すること。

(d) さらなる安全保障理事会による将来の措置のために、決議 733 (1992) に従って加盟国により履行された措置に、ソマリア国内外で違反する個人ならびに組織およびその積極的支援者の一覧表案の情報を更新し改良し続け、委員会が必要と見なしたときにその情報を提供すること。

(e) その調査と、2002年7月22日の決議 1425 (2002) および 2003年4月8日の決議 1474 (2003) に基づいて任命された専門家パネルの従前の報告書 (S/2003/223、S/2003/1035) ならびに、2003年12月16日の決議 1519 (2003)、2004年8月17日の決議 1558 (2004)、2005年3月15日の決議 1587 (2005)、2005年10月14日の決議 1630 (2005)、2006年5月10日の決議 1676 (2006)、2006年11月29日の決議 1724 (2006) に基づいて任命された監視グループの従前の報告書 (S/2004/604、S/2005/153、S/2005/625、S/2006/229、S/2006/913、S/2007/436) に基づく勧告を継続すること。

(f) 武器禁輸の全面的遵守の改善に向けた追加的措置への具体的な勧告について、委員会と緊密に活動すること。

(g) 武器禁輸履行を推進にあたって当該地域諸国の能力を強化すべき領域の識別を支援すること。

(h) 委員会を通じて、設置後 90 日以内に中間報告を安全保障理事会に提供し、毎月委員会に進捗状況報告書を提出すること。

(i) 安全保障理事会における審議のために、委員会を通じて、前述の全ての任務を網羅する最終報告書を監視グループの職務権限終了の遅くとも 15 日前までに提出すること。

4. 事務総長に対し、監視グループの活動を支援するために必要な財政的措置を講じることをさらに要請する。

5. 決議 1519 (2003) 第 4、第 5、第 7、第 8、第 10 項を再確認する。

6. 委員会に対し、その職務権限に従い、監視グループおよび他の国際連合関連機関と協議の上、2006年10月16日付および2007年7月17日付の監視グループ報告書における勧告を考慮すること、ならびに、継続する違反に対して武器禁輸の履行および遵守の改善方法を理事会に勧告することを要請する。

7. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。